

士幌町自家消費型太陽光発電設備等導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、2050年ゼロカーボンに向けて、士幌町における温室効果ガスの排出量の削減を図ることを目的とし、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和7年3月10日環地域事発第2503102号。以下「国交付要綱」という。）第3条第3号に規定する重点対策加速化事業を活用して、士幌町が行う士幌町自家消費型太陽光発電設備等導入補助金制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人住宅用 個人が常時居住する住宅であり、かつ、居住のみを目的として建築された専用住宅又はその所有者及び使用者を対象とすることをいう。
- (2) 事業者用 アパート若しくはマンション、事務所、店舗、工場、研究所及び畜舎等個人住宅用以外の建物（個人住宅用を併用し、又は兼用する場合を含む。）又はその所有者（アパート及びマンションにおいては、その貸主。）及び使用者を対象とすることをいう。
- (3) 町内業者 士幌町内に事業所等を有する事業者をいう。

（補助金交付の対象となる機器及び交付金額、補助対象経費、交付要件等）

第3条 補助金交付の対象となる機器（以下「対象機器」という。）は次のとおりとし、交付金額、補助対象経費及び交付要件等は別表第1のとおりとする。ただし、環境大臣が定める交付の決定額の範囲内において、補助金を交付するものとする。

- (1) 自家消費型太陽光発電設備（以下「太陽光発電設備」という。）
- (2) 定置用蓄電池（以下「蓄電池」という。）
- (3) エネルギーマネジメントシステム
- (4) 高効率給湯器

（補助対象者等）

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、個人住宅用にあつては、士幌町内の住宅等（自己が居住する住宅等に限る。以下この項において同じ。）に対象機器を新設し、又は対象機器の設置された住宅等を購入する者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、購入しようとする住宅等が中古の場合は、新規に対象機器を設置する場合に限る。

- (1) 士幌町内に住所を有する者（第10条に規定する実績報告書を提出するときまでに士幌町に転入する者を含む。）であること。

(2) 士幌町税（前号の括弧書きに当たる者は、現に住所を有する市区町村の市区町村税）を滞納していないこと。

(3) 自己が所有しない住宅等に対象機器を設置する場合にあっては、当該住宅等の所有者の承諾を得ていること。

2 補助対象者は、事業者用にあつては、士幌町内の事業所等に対象機器の新設をし、又は対象機器の設置された事業所等を購入する者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、購入しようとする事業所等が中古の場合は、新規に対象機器の設置をする場合に限る。

(1) 士幌町税（士幌町以外の者の場合は、現に住所を有する市区町村の市区町村税）を滞納していないこと。

(2) 自己が所有しない事業所等に対象機器を設置する場合にあっては、当該事業所等の所有者の承諾を得ていること。

3 第1項に規定する者については、本補助事業による補助金の交付を対象機器ごとに1年度につき1回とする。

（交付申請期間及び事業着手の制限）

第5条 補助金の交付申請期間は、交付申請をする日の属する年度の1月10日を期限とする。ただし、その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その前日において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日（以下「土日祝日に当たる場合は、その前日」という。）を期限とする。

2 補助金の交付決定前に補助対象事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることはできない。

（補助金の交付申請等）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、補助金交付申請書兼誓約書（第1号様式）に別表第2に掲げる関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条に規定する申請書の提出があつたときは、その内容を審査の上、適正と認めた場合は補助金の交付決定を行い、その交付決定の内容及び必要な条件を付して補助金交付決定通知書兼変更・中止等承認書（第3号様式）により補助申請者に通知する。

（変更等の承認申請）

第8条 前条の規定する補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、交付決定の後に本補助事業の内容若しくは本補助事業に要する経費等を変更、又は事業を中止する場合は、あらかじめ補助金交付変更・中止等承認申請書

（第４号様式）に関係書類を添えて町長に提出し、承認を受けるものとする。ただし、補助対象経費の合計額に変更が生じない軽微な変更の場合は、この限りでない。

- 2 補助事業者は、本補助事業が実績報告の期限までに完了しない場合においては、当該年度の12月５日（土日祝日に当たる場合は、その前日）までに補助金繰越承認申請書（第５号様式）を町長に提出し、承認を受けるものとする。この場合において、承認を受けた補助事業者は、当初の事業完了予定年度の翌年度の報告期限までに事業を完了するものとする。

（変更等の承認）

- 第９条 町長は、前条に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金交付決定通知書兼変更・中止等承認書（第３号様式）により、補助事業者にその内容を通知するものとする。

（補助事業の実績報告等）

- 第10条 補助事業者は、事業完了日の翌日を起算日として30日を経過する日又は当該年度の２月10日（土日祝日に当たる場合は、その前日）のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（第６号様式）に別表第３に掲げる関係書類を添えて町長に提出するものとする。

（補助金の確定通知等）

- 第11条 町長は、前条の規定による書類の提出があったときは、その内容の審査及び対象機器の検査を行い、交付の決定に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（第７号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金交付の条件）

- 第12条 補助事業者は、補助の対象となった対象機器を別表第１に規定する法定耐用年数を経過することとなるまで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、担保に供し又は取壊し（廃棄を含む。）てはならない。

- 2 町長は、補助金の交付を受けた者が法定耐用年数を経過せずに対象機器を処分した場合には、その収入の有無を問わず補助金の全部又は一部を町に返還させることができる。

- 3 補助事業者は、環境省への実績値の報告等を目的として、別表第１に定める法定耐用年数を経過するまでの間、町の依頼に応じて別表第１に定める報告事項の提供をしなければならない。

（補助金の交付決定の取消し等）

- 第13条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 対象事業を中止し、又は廃止したとき。
- (2) 前条に規定する条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正行為によって補助金の交付決定及び補助金を受けたとき。

(補助金の返還)

第14条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(協力)

第15条 町長は、補助事業者に対して、次に掲げる事項について協力を依頼することができる。

- (1) 太陽光発電設備の導入に掛かるアンケート調査等
- (2) 今後国等から各種データの追加要請がある場合に協力を依頼する事項
- (3) その他町長が協力依頼する事項

(その他)

第16条 国交付要綱及びこの要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和5年7月12日から施行する。

(失効)

- 2 この訓令は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第12条及び別表第1に規定する法定耐用年数に関する事項については、同日後もなおその効力を有する。

附 則 (令和5年9月8日訓令第43—2号)

- 1 この訓令は、公布の日から施行し、改正後の別表第1(1)(2)の規定については、令和5年9月1日から適用する。
- 2 令和5年度の交付申請に限り、改正後の第3条第4号の規定に係る申請については、第5条第1項中「1月10日」とあるのは、「1月31日」と読み替える。

附 則 (令和6年3月29日訓令第18号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年10月1日訓令第40号)

この訓令は、令和6年10月1日から施行する。

附 則（令和 7 年 4 月〇日訓令第〇号）

この訓令は、交付の日から施行する。

別表第 1（第 3 条、第12条関係）

（1）太陽光発電設備

区分	個人住宅用	事業者用
交付金額	・ 太陽電池出力× 7 万円/kW（PPA・リース対象外） ・ 上限（10kW・ 70万円）	・ 太陽電池出力× 5 万円/kW（PPA・リース対象外）
	（ソーラーカーポート）・補助対象経費の 1 / 3	
補助対象経費	太陽電池モジュール、架台、接続箱、発電電力計、発電量表示装置、売電電力量計、パワーコンディショナー、配線及び配線器具の購入並びに据付工事、柵塀に係る工事に関する費用。 （太陽光発電一体型カーポート） 太陽光発電モジュール一体型カーポート、基礎、接続箱、パワーコンディショナー、その他付属機器、配線及び配線器具の購入並びに据付工事に関する費用。 （太陽光発電搭載型カーポート） 太陽光発電モジュール、架台、カーポート（太陽光発電モジュールの土台となるものに限る。）、基礎、接続箱、パワーコンディショナー、その他付属機器、配線及び配線器具の購入並びに据付工事に関する費用。 ※ただし、基礎はカーポートの柱を地面に固定するための部分に限る。	
交付要件	・ 未使用品であること（中古品は対象外とする。）。 ・ 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの。 ・ 対象機器を購入する場合、町内業者から購入するものとする。ただし、町長が認めた場合はこの限りでない。 ・ 各種法令等に遵守した設備であること。 ・ 導入する太陽光発電設備は 1 kW以上の出力を有すること。 ・ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23 年法律第108号）に基づくFIT(固定価格買取制度)の認定又はFIP(Feed in Premium) 制度の認定を取得しないこと。	

	・当該事業において再エネ電力の供給を受ける需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力量の30%以上を当該需要家が消費すること。ただし、事業者用については、当該需要家が消費する電力量を含めて50%以上を道内の需要家が消費すること。 ・他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。 ・法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。 ・その他、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和7年3月10日環地域事発第2503102号。以下「国実施要領」という。）別紙2の2（2）ア（ア）に定める交付要件を満たすこと。
耐用年数	17年、（ソーラーカーポート15年）
報告事項	・年に1度、本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費する電力量が当該再エネ発電設備で発電する電力量の一定の割合以上と分かる資料

※1 太陽電池出力は、太陽電池モジュールのJISなどに基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値の低い方をkW単位で小数点以下を切り捨てた値とする。

※2 交付金額は、1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。

（2）蓄電池

区分	個人住宅用
交付金額	・蓄電池の価格（円/kWh）の1/3（ただし、15.5万円/kWh（工事費込み・税抜き）の1/3を上限とする。） （PPA・リースは対象外） ・上限（10kWh・51万円）
補助対象経費	・蓄電池部、電力変換装置（蓄電池及び太陽光発電設備に併用できるものを含む。）、配線、配線器具その他附帯機器等の購入及び据付工事に関する費用。
交付要件	・未使用品であること（中古品は対象外とする。）。 ・性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの。

	・対象機器を購入する場合、町内業者から購入するものとする。ただし、町長が認めた場合はこの限りでない。 ・各種法令等に遵守した設備であること。 ・導入する蓄電池容量は1 kWh以上20kWh未満であること。 ・別表第1（1）で導入する太陽光発電設備の附帯設備として設置する蓄電池であること。 ・平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であり、停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 ・他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。 ・その他国実施要領別紙2の2（2）ア（イ）に定める交付要件を満たすこと。
耐用年数	6 年
報告事項	設定状況及び利用状況

※1 蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値で、kWh単位で小数点第2位以下を切り捨てた値とする。

※2 交付金額は、1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。

（3）エネルギーマネジメントシステム

区分	個人住宅用
交付金額	・補助対象経費の2／3 ・上限（10万円）
補助対象経費	・設備本体（データ集約機器、通信装置、制御装置、モニター装置）、計測機器（電力量センサ、電流計、電力量計、計測機能付分電盤等）、エネルギーマネジメントに必要なソフトウェア等、需給調整制御に必要な不可欠な最適化計算・制御を行うプログラム等の購入及び据付工事に関する費用。
交付要件	・未使用品であること（中古品は対象外とする。）。 ・性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの。 ・対象機器を購入する場合、町内業者から購入するものとする。ただし、町長が認めた場合はこの限りでない。

	・各種法令等に遵守した設備であること。 ・別表第1（1）で導入する太陽光発電設備の附帯設備として設置するエネルギーマネジメントシステムであること。 ・平時に省エネ効果（運用改善によるものを含む。）が得られるとともに、熱源・ポンプ・照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できる機器であること。又はシステム内の発電量その他データに基づく需給調整の制御に必要不可欠な機器であること。 ・他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。 ・その他国実施要領別紙2の2（2）ア（カ）に定める交付要件を満たすこと。
耐用年数	6年
報告事項	設定状況及び利用状況

※1 交付金額は、1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。

（4）高効率給湯器

区分	個人住宅用	事業者用
交付金額	・補助対象経費の1／2 ・上限（50万円）／台	・補助対象経費の1／2 ・上限（50万円）／台 ※ただし、事業者がアパート等の賃貸住宅に設置する場合のみ対象
	※給湯温水暖房一体型に係る個別入替について、暖房機器は補助対象経費の1／2（上限7.5万円／台）	
補助対象経費	・設備本体、その他付属機器の購入及び据付工事に関する費用。	
交付要件	・未使用品であること（中古品は対象外とする。）。 ・性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの。 ・対象機器を購入する場合、町内業者から購入するものとする。 ・各種法令等に遵守した設備であること。 ・これまで使用していた従来型の給湯器を入れ替えるものであること。 ・従来の給湯器等に対して30%以上省CO2効果が得られるものであること。ただし、電気温水器から化石燃料（ガス・灯油）を使用した高効	

	率給湯器への入れ替えは対象外とする。 ・他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。 ・その他国実施要領別紙２の２（２）エ（ヌ）に定める交付要件を満たすこと。
耐用年数	６年
報告事項	設定状況及び利用状況

※１ 交付金額は、１,０００円未満の端数を切り捨てるものとする。

別表第 2（第 6 条関係）

対象	関係書類
共通	(1) 対象機器の設置に関する費用の内訳が記載された見積書等の写し (2) 住宅等の所有者の承諾書（当該住宅等が申請者の所有ではない場合のみ）（第 2 号様式） (3) 事業者にあつては、登記簿謄本の写し及び町外に住所を有する場合は、その市区町村が発行する納税証明書の写し (4) 町外に住所を有する個人にあつては、住民票及びその市区町村が発行する納税証明書の写し (5) その他町長が必要と認める書類
太陽光発電設備	(1) 太陽光発電設備の仕様及び諸元等が確認できる資料 (2) 太陽光発電設備の設置に係る平図面及び配線図等 (3) ソーラーカーポートについては、耐風・耐雪について確認できる資料
蓄電池	(1) 蓄電池の仕様及び諸元等が確認できる資料
エネルギーマネジメントシステム	(1) エネルギーマネジメントシステムの仕様及び諸元等が確認できる資料
高効率給湯器	(1) 高効率給湯器の仕様及び諸元等が確認できる資料 (2) 従来使用していた給湯器の写真 (3) 従来使用していた給湯器の型番が確認できる書類 (4) 本事業により導入する高効率給湯器が、従来の給湯機器等に対して30%以上省CO2効果が得られることを証明する書類等

別表第 3（第10条関係）

対象	関係書類
共通	(1) 対象機器の設置状況および型番を撮影した写真 (2) 対象機器の設置に係る契約書の写し及び費用の内訳が記載された領収書の写し (3) 対象機器の保証書の写し (4) その他町長が認める書類
太陽光発電設備	(1) 固定価格買取制度（FIT）の適用を受けていないことが確認できる書類
蓄電池	(2) 太陽電池モジュールの変換効率、性能、未使用品であることが確認できる出力対比表
エネルギーマネジメントシステム	(3) 蓄電池と太陽光発電設備を接続したことが分かる結線図 (4) 所定の自家消費率を証明する資料
高効率給湯器	—